

基準緩和通所サービス事業所

沼津フジビューデイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人駿河厚生会（以下「事業者」という。）が開設する沼津フジビューデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う基準緩和通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう基準緩和通所サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 基準緩和通所サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った基準緩和通所サービスの提供に努めるものとする。

3 基準緩和通所サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保健医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本とした基準緩和通所サービス提供に努める。

4 前項のほか、沼津市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 沼津フジビューデイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県沼津市大岡3571番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される基準緩和通所サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 従事者 1人以上
利用者の自立した日常生活を営むための支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日は火曜日と木曜日とし、年末年始休業（12月29日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間は午前8時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後2時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 7人

(基準緩和通所サービスの内容)

第7条 基準緩和通所サービスの内容は、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話と送迎とし、基準緩和通所サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 基準緩和通所サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、介護計画を作成する。
- (2) 基準緩和通所サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に基準緩和通所サービス事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する基準緩和通所サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常に基準緩和通所サービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、基準緩和通所サービスの提供に当たって、利用者の自立した日常生活を営むための支援が行われるよう配慮するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 基準緩和通所サービスの利用料は、沼津市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
- (2) おむつ代
- (3) その他、基準緩和通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は沼津市大岡地区、門池地区、第五地区、金岡地区とする。尚、この地域外の利用申込者については、管理者の承認の下で利用可能とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時の対応等)

第 11 条 従業者は、基準緩和通所サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医及び各関係機関に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、非常災害においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急時に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るとともに避難、誘導その他必要な訓練等を実施する。

(衛生管理)

第 13 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する基準緩和通所サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する基準緩和通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業者は、提供した基準緩和通所サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、介護保険法の規定により市町や静岡県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町や静岡県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、市町や静岡県国民健康保険団体連合会から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、サービス担当者会議及び関係機関並びに医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業者は、個人情報の保護に関する規程を作成し、利用者及びその家族の個人情報を使用・提供又は収集する場合には、利用者及びその家族にその利用目的を公表する。

(虐待の防止)

第 17 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(記録の整理)

第 18 条 事業者は、利用者に対する基準緩和通所サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

- (1) 基準緩和通所サービス計画
 - (2) 提供したサービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 2 年間保存するものとする。

(備え置き)

第 19 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項は、閲覧可能な形で事務室に備え置く。

(その他)

第 20 条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。